

令和 5 年 6 月 22 日

全日本不動産協会 熊本県本部 御中

熊本市長

大西 一史

(計量検査所扱い)



マンション等において各種料金徴収に使用される子メーターの使用調査について (周知依頼)

向暑の候、貴協会並びに連合会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の計量行政に対しましてご理解とご協力を賜り感謝いたします。

さて、当計量検査所では、計量法に基づき取引・証明に使用する特定計量器 (水道メーターや電気メーター等) の立入検査及び適正使用についての指導等を行っております。

また、マンション等の所有者若しくは管理者が支払った使用料金を入居者・テナントに配分・請求する際に使用されているメーターは特定計量器に該当し、メーター種別毎に有効期間が定められており、その調査も行っております。

つきましては、令和 5 年度マンション等における各種子メーターの使用調査を下記のとおり実施する予定であり、子メーター使用についての不明な物件がありましたら建物管理会社及び不動産管理会社にお問い合わせいたしますので、ご多忙中のところ申し訳ございませんが、貴協会並びに連合会の会員の皆様及び関係各位に対しまして、各種子メーターの使用調査についてご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 件名   | 各種料金徴収に使用される子メーターの使用調査   |
| 2 調査期間 | 令和 5 年 (2023 年) 8 月中旬～9 月上旬  |
| 3 対象施設 | 分譲・賃貸マンション、賃貸アパート等   |
| 4 対象地区 | 中央区 京町 1・2 丁目、京町本丁、子飼本町、九品寺 1・2 丁目<br>東区 月出 1・2・4・6・7・8 丁目、東京塚町、東本町、東野 1・2・3 丁目<br>京塚本町、八反田 1・2 丁目<br>西区 春日 1・2・4・5・7 丁目、松尾 1 丁目、上代 1 丁目、城山下代 2 丁目<br>新土河原 1 丁目、池亀町<br>南区 近見 1・2・3・4・6・8 丁目<br>北区 鶴羽田 1・3・4 丁目、八景水谷 1・4 丁目、飛田 1・3・4 丁目 |

※ なお、今回の使用調査の結果、電気・水道等の使用料金請求に子メーターを使用されている物件につきましては、管理会社に立会いをお願いし、メーターの有効期間切れ等の立入検査 (11 月頃予定) を実施する予定ですので、有効期間切れのメーター (使用不可メーター) がありましたら、取替え修理等のご対応をお願いいたします。

連絡先

〒862-0907

熊本市東区水源 2 丁目 1-4

熊本市計量検査所

TEL096-369-0610

担当 廣田(ひろた)・池辺(いけべ)